

都市計画法施行規則第60条証明

市街化調整区域指定以前（法以前）住宅、店舗、事務所等

申請者：

申請地：

申請代理者：

連絡先：

申請施設又は申請業種

※店舗の場合は、手引きの事務手続き編P124～142に記載されている業種（細分類）を記入してください。

●申請書共通要件

		チェック	
		申請者	郡山市
申請書	※押印不要		
案内図	申請地を赤色で明記すること。		
土地登記事項証明書	証明を受けようとする全ての土地について添付。 申請地の所有者、地目、土地の形状の確認。		
公図写し	申請地を赤色で着色すること。 法務局発行印のあるものを添付すること。 区域がまたがる場合は合成し、調査法務局名、日付、調査者の氏名を記入し押印すること。		
建築計画概要書	第1面、第2面添付		
配置図	接する市道名、建築基準法上の道路種別、道路幅員等を記入。 新設、既存建築物及び構造物を記載し、取壊し予定等のものがあればその旨も記載すること。		
平面図	階数別平面図を添付		
立面図			
求積図	建物の建築面積及び延べ床面積の求積図を添付すること。 敷地に関しては座標法により面積を計算すること。		

●線引き以前の建築物の確認要件

		申請者	郡山市
建物登記事項証明書、 土地家屋名寄帳等 ※必要に応じて線引き前の航空 写真、当時の住宅地図等	既存建築物が市街化調整区域指定以前に建てられた事が 確認できる資料		
住民票 会社、法人の登記簿謄本	居宅：居住予定者全員の住民票 店舗：建築主の住民票、法人の場合は法人登記簿謄本 事務所：建築主の住民票、法人の場合は法人登記簿謄本		
土地家屋名寄帳又は資産の無い 証明書（居住予定者全員）	既存建築物の有無の確認		
確約書	自己用である旨、建築後速やかに居住する旨の確約書（実印と印 鑑証明添付）		
その他	既存の建築物に対し指導を行う場合があります。 その他必要と思われる資料の提出を求める場合があります。		

※ 提出部数：正副各一部。

※ 証明書、公図写し等：発行から3ヶ月以内。正本には原本を添付すること。

※ 店舗の建替えの場合：既存店舗の産業分類の細分事業も確認できる資料を添付すること。

※ 市街化調整区域指定時点と同一敷地、同一用途、同一規模の建替えを認めるものであり、適法な建築物が現存していること。